

母子保健情報の利活用の  
推進について

## 参考資料

### 令和3年度全国児童福祉主管課長会議

(令和4年3月 厚生労働省子ども家庭局資料より抜粋)

## 10. 母子保健情報の利活用の推進について（関連資料 32、33 参照）

### （1）新たな日常にも対応したデータヘルスの集中改革プランについて

厚生労働省「データヘルス改革推進本部」においては、

- ・ 全国で医療情報を確認できる仕組みの拡大
- ・ 電子処方箋の仕組みの構築
- ・ 自身の保健医療情報を活用できる仕組みの拡大

を集中的に実行することとしている。

自身の保健医療情報を活用できる仕組みの拡大については、健診結果が電子化されておらず、円滑な確認が困難であることや災害時等における紛失リスクが存在する等の現状に対して、母子保健情報以外の健康・医療等情報健診についても、国民がマイナポータル等を通じてPCやスマホ等で閲覧・活用を可能にすることや、API連携等を通じて、個人のニーズに応じた幅広い民間PHRサービスの活用をすることで、PHRの推進を図ることとしている。

### （2）乳幼児健康診査等の結果の把握及び母子保健施策への活用について

2020（令和2）年度6月からマイナンバー制度を活用した乳幼児健診及び妊婦健診情報のマイナポータルでの閲覧や市町村間での情報連携が開始された。各自治体においては、引き続き、データ標準レイアウトに基づき、マイナンバー制度における中間サーバーへ副本登録を進めていただきたい。また「子育てワンストップサービスの導入に向けた検討について（依頼）」（平成28年11月11日付雇児母発1111第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知）のとおり、妊娠届出については、子育てワンストップサービス（ぴったりサービス）の1つとしてオンライン上で届出が可能となっているところである。

# マイナポータルとは

○ マイナポータルは、「マイナンバーカードをキーとした、わたしの暮らしと行政との入口」として、オンライン申請や、行政機関等が保有する自分の情報の閲覧・取得、お知らせの通知などのサービスを提供しています。

**手続の検索・電子申請  
(びったりサービス)**

子育てをはじめとするオンライン申請ができます  
※サービスの検索や一部の申請についてはマイナンバーカードがなくてもできます

**お知らせ**

行政機関等から児童手当現況届や確定申告などのあなたに合ったお知らせが届きます

**もっとながる**

(外部サイト連携)  
・ e-Tax  
・ ねんきんネット  
などにつながります



**わたしの情報**

- ・ 税情報 (所得等)
- ・ 世帯情報
- ・ 予防接種の履歴  
などが確認できます

**やりとり履歴の確認**

あなたの情報が行政機関でどのようにやりとりされたかチェックできます

# マイナポータル「手続の検索・電子申請（びったりサービス）」

- H29.7～市町村の**手続検索**（内容確認）が可能に（※） まずは「子育て」手続から「子育てワンストップ」
  - H29.10～検索した手続の**オンライン申請**が可能に（※※）
  - H31.1「**介護ワンストップ**」について、ガイドラインを公開。
  - H31.3「**被災者支援ワンストップ**」について、ガイドラインを公開。
- 今後 「引越し」をはじめ、ガイドラインを策定予定。

以上の分野・手続に限らず、**市町村は、「様々な分野・手続」のオンライン申請実現が可能。**

※ 市町村において手続を登録することが必要（「子育て」については、R3.9月末時点で1,565団体(人口割合98.6%)が対応）。

※※ 市町村においてマイナポータルと接続することが必要。（「子育て」については、**R3.9月末時点で1014団体（人口割合79.2%）が対応し、電子申請が可能。**



## 子育てワンストップサービス（びったりサービス）の対応状況

・インターネットで手続の検索・比較が可能（一部は様式の印刷まで可能） (R3.9.30時点)

	児童手当	保育	ひとり親支援	母子保健
市区町村数 (人口 カバー率)	<b>1,565団体(98.6%)</b>			
	1,538団体 (97.6%)	1,479団体 (94.2%)	1,441団体 (91.6%)	1,469団体 (94.3%)

・電子申請が可能 (R3.9.30時点)

	児童手当	保育	ひとり親支援	母子保健
市区町村数 (人口 カバー率)	<b>実施済：1,014団体 (79.2%)</b>			
	<b>～R3年12月末：1,038団体 (81.3%) (予定)</b>			
	<b>R4年4月以降～：1,509団体 (97.3%) (予定)</b>			
実施済	976団体 (78.0%)	589団体 (42.8%)	360団体 (21.1%)	599団体 (37.4%)

※ 「びったりサービスの取組状況に関するフォローアップ」の回答を集計したもの

# 新たな日常にも対応したデータヘルスの集中改革プラン

## データヘルス集中改革プランの基本的な考え方

- 3つの仕組みについて、オンライン資格確認等システムやマイナンバー制度等の既存インフラを最大限活用しつつ、令和3年に必要な法制上の対応等を行った上で、令和4年度中に運用開始を目指し、効率的かつ迅速にデータヘルス改革を進め、新たな日常にも対応するデジタル化を通じた強靱な社会保障を構築する。

## ▶3つのACTIONを今後2年間で集中的に実行

### ACTION 1：全国で医療情報を確認できる仕組みの拡大

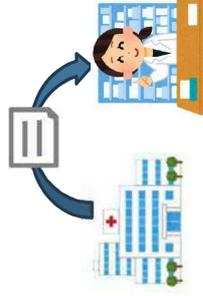
患者や全国の医療機関等で医療情報を確認できる仕組みについて、対象となる情報（薬剤情報に加えて、手術・移植や透析等の情報）を拡大し、令和4年夏を目途に運用開始

### ACTION 2：電子処方箋の仕組みの構築

重複投薬の回避にも資する電子処方箋の仕組みについて、オンライン資格確認等システムを基盤とする運用に関する要件整理及び関係者間の調整を実施した上で、整理結果に基づき必要な法制上の対応とともに、医療機関等のシステム改修を行い令和4年夏を目途に運用開始

### ACTION 3：自身の保健医療情報を活用できる仕組みの拡大

PCやスマートフォン等を通じて国民・患者が自身の保健医療情報を閲覧・活用できる仕組みについて、健診・検診データの標準化に速やかに取り組むとともに、対象となる健診等を拡大するため、令和3年に必要な法制上の対応を行い、令和4年度早期から順次拡大し、運用



★上記のほか、医療情報システムの標準化、API活用のための環境整備といったデータヘルス改革の基盤となる取組も着実に実施。  
電子カルテの情報等上記以外の医療情報についても、引き続き検討。



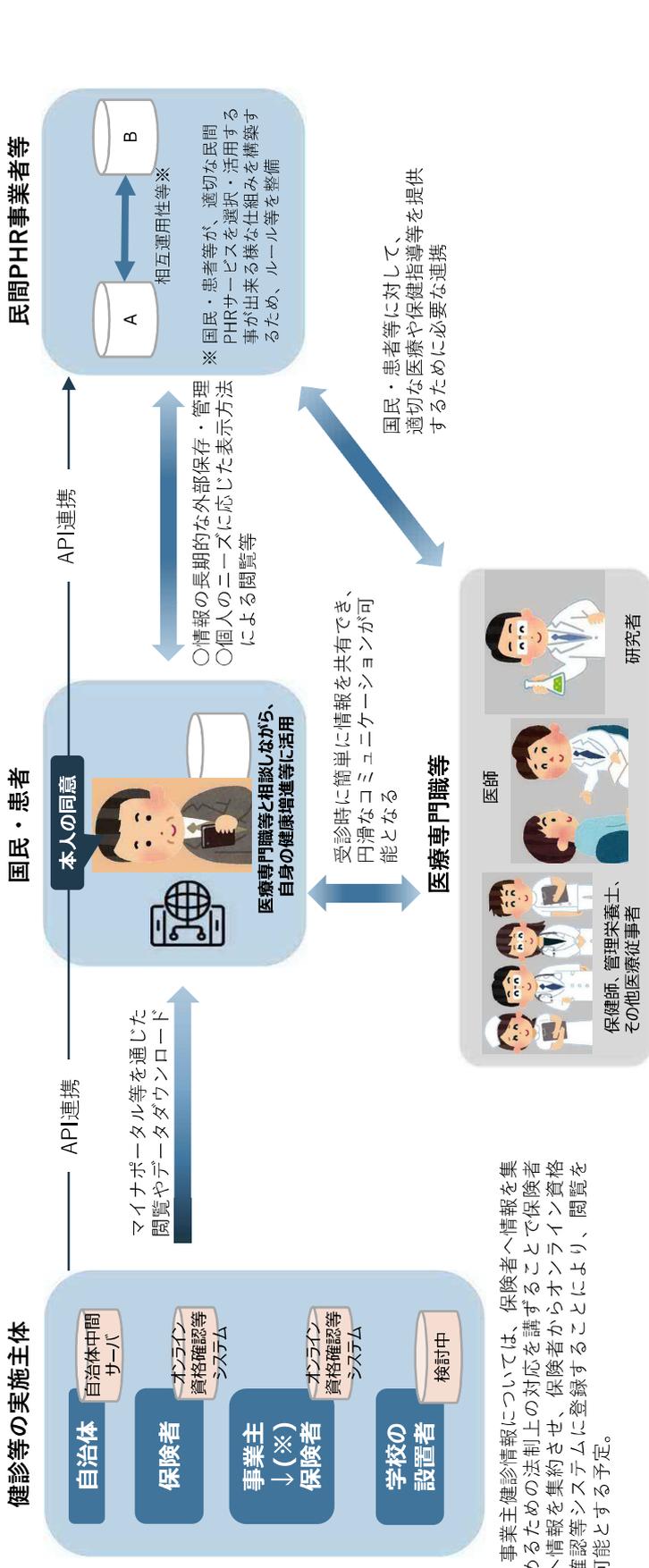
# 自身の保健医療情報を見・活用できる仕組み（ACTION 3）

## 現状

- 国民等が健診情報等にワンストップでアクセスし、見・活用することが困難
- 健診結果が電子化されおらず、円滑な確認が困難であることや災害時等における紛失リスクが存在
- 新たな感染症等の発生時に、医療機関や保健所が本人から正確な情報を収集し、健康状態のフォローアップをすることが重要

## 改革後

- 国民が、マイナポータル等を通じて、自身の保健医療情報をPCやスマホ等で見・活用が可能
- API連携等を通じて、個人のニーズに応じた、幅広い民間PHRサービスの活用



※ 事業主健診情報については、保険者へ情報を集めるための法制上の対応を講ずることによって保険者へ情報を集約させ、保険者からオンライン資格確認等システムに登録することにより、見・活用が可能とする予定。